

三番瀬再生計画（事業計画）策定にあたっての進め方について（案）

平成17年9月22日

千葉県

1 事業計画の策定にあたって

事業計画は、三番瀬の再生に向けた具体的な事業の概要を示すものです。

三番瀬の再生にあたっては、息の長い取り組みを要するものであり、慎重に検討を加えながら、再生への具体的な取り組みを一步ずつ進めていくことが重要と考えています。

県としては、基本計画に基づき、円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえ（基本計画案p34） 緊急性や優先度の高い事業をはじめとする個別事業をとりまとめた事業計画を策定し、計画的に着実に実施していく必要があると考えています。

そこで、策定にあたって、以下のような進め方を検討しております。

2 策定にあたっての進め方

(1) 事業計画の期間について（別紙1）

ア 基本計画については、長期計画的なもので、10～20年毎に見直すこととしています。

イ 一方、事業計画については、基本計画に基づき、再生に向けた施策を具体的に明らかにするものであり、計画期間を概ね5年単位として策定します。

したがって、概ね5年毎には見直します。

ウ なお、5年以内であっても、新規事業の取り組みや事業内容の変更等があれば、事業計画に追加・変更などをしていきます。

・第1次事業計画

計画期間 平成18年度～22年度

・第2次事業計画

計画期間 平成23年度～27年度



(2) 円卓会議案の中のアクションプランにおいて提案された事業（個別事業、合計で約120ある）の時間軸等の整理等

提案された全ての事業を同時期に実施することは困難なため、個別事業を緊急性・優先度・事業費・課題等を勘案し、整理するとともに、概ね今後5年間の取り組み内容を検討します。

なお、提案以外の再生事業についても、検討を行います。

(3) 事業計画の構成等

- ア 基本計画で示した施策(12の施策)毎にとりまとめ、全体事業計画とします。(別紙2)
- イ 各施策を構成する個別事業については、5年間の取り組み内容を記載します。(別紙3)
- ウ なお、緊急を要する個別事業(例:「市川塩浜護岸の改修」)で検討委員会を設置しているものについては、先行して個別の事業計画(案)を作成し、再生会議に諮問します。

(4) 事業計画の再生会議への諮問

基本計画と同様の手順に従い、事業計画(案)について、再生会議への諮問・答申を経て、修正後、パブリックコメントを実施し、県議会の議論ののち確定します。